

○会長 それでは、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局 本日の出席委員は、定数5名中、3名でございます。なお、木下委員、柏木委員につきましては、本日、欠席の連絡を受けております。

○会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは次に、本日出席いただいている委員の皆様のお名前を順番にお呼びしますので、一言ずつお願いしたいと思います。

まず、森委員、お願いします。

○森委員 前回お休みさせていただいたんですけども、今回は出席できてよかったです。よろしくお願ひいたします。

○会長 次に、栗山委員お願いします。

○栗山委員 よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。続きまして、当認可部会の位置づけについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局から説明いたします。

市が家庭的保育事業等の設置に係る認可を行おうとするときは、児童福祉法の規定により、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことと定められております。

児童福祉法に規定されている児童福祉審議会の役割を担う会議として、本市は「守口市子ども・子育て会議」を条例により設置しておりますが、より専門的な見地により、家庭的保育事業等の認可に係る調査・審議を行うことができるよう、「守口市子ども・子育て会議 認可部会」を設置しております。

今般、市において小規模保育事業の設置・運営事業者を募集し、応募があった事業者について選定を行いましたが、当該事業者が設置する事業所の認可にあたり、委員の皆様からの意見を聴取させていただくため、当認可部会を開催させていただいたものです。

後ほど、事業者に関して事務局から説明させていただきますが、認可部会委員の皆様には、認可に係る事業者及び設置を予定している事業所の事業内容等について、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは次に、本部会の傍聴について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは事務局から、認可部会の傍聴について、ご説明申し上げます。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとなります。

また、後ほど改めてご説明いたしますが、審議内容に個人情報や企業に関する情報が含まれている場合は、守口市子ども・子育て会議運営要領第2条第1項のただし書きの規定により、会議を非公開とすることが適当であると考えております。

当該非公開部分に関しては、一般の傍聴人には一時ご退出いただきますが、子ども・子育て会議の委員につきましては、子ども・子育て会議運営要領第5条の守秘義務に関する規定の遵守をご了承いただいた上で、そのまま傍聴していただくことが可能となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、議事要旨作成のため、当部会はレコーダーで内容を録音させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○会長 次に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日の会議資料についてご説明いたします。

まず、資料①第6回守口市子ども・子育て会議認可部会 次第

次に、資料②認可予定の地域型保育事業に関する概要

次に、資料③認可予定の地域型保育事業者から提出のあった認可書類

次に、参考資料①守口市小規模保育事業（A型・B型）設置・運営事業者募集要項（令和5年3月30日付募集分）

最後に、参考資料②守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）でございます。

○会長 ただいま、事務局から資料の説明がありましたので、各自資料のご確認をお願いします。過不足等はございませんでしょうか。大丈夫ですね。

では、不足等はないようですので、さっそく本日の議題に入らせていただきます。本日の議題は、次に記載しているとおり、「小規模保育施設の認可について」でございます。

それでは、議題に移る前に会議の運営の確認について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 それでは会議の運営についてご説明申し上げます。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとなります。

守口市子ども・子育て会議運営要領第2条には、①個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合、または②子育て会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、会議を非公開とすることができることとなっております。

そのため、審議内容に、個人情報などが含まれている場合における会議の公開の取扱い等につきましては、この部会で、個々の事案ごとに取扱いを決めていただきたいと思いますと考えております。

事務局としましては、本日の議題「小規模保育事業所の認可」について、事務局からの説明部分に関しては、内容が既に市ホームページ上に公開されているものであり、公開することで「公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある」とまでは言えないため、公開するものと考えています。

一方で、具体的にご審議をお願いする部分については、①認可申請の申請者や実際に保育に従事する者などの個人情報をはじめ、「特定の個人を識別しうる内容が含まれている」こと、加えて、②認可申請をされた法人の事業情報などが含まれており、それを公開することで「公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがある」ことから、守口市子ども・子育て会議運営要領第2条第1項の規定により、会議を非公開とすることが適当であると考えております。

なお、議事録の取扱いでございますが、会議の一部非公開が決定された場合は、当該非公開部分につきましては、議事録も非公開となります。

議題の審議に入る前に、以上のことを、ご決定いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。事務局より、個別の審議内容については、非公開が適当であるとの説明がありました。

今回の認可に際して、各委員に具体的にご審議をしていただく部分については、法人の事業情報に加え、管理者や保育従事者など個人情報も含まれていることから、事務局の説明どおり、【非公開】とすることが適当だと思いますが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長 ありがとうございます。それでは、この後の議題「小規模保育事業所の認可について」は、具体的な審議部分については、非公開とすることとします。

審議の進め方としては、事務局から、議題について、施設の概要の説明を受け、その後、具体的な審

議部分だけ、非公開といたします。

それでは「小規模保育事業所の認可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、議題の「小規模保育事業の認可について」ご説明申し上げます。

本市では、「子どもの豊かな成長を　ともに支えはぐくむまち　守口」を基本理念に、この間、こども医療費助成の拡大や幼児教育・保育の無償化、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援・充実を図るため子育て世代包括支援センターを設置するなど、様々な子育て支援施策を実施してきました。とりわけ、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成29年4月から国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化政策では、多くの市民から好評の声をいただくとともに、それまで減少傾向であった就学前児童人口が増加に転じるなど、本市の子育て世帯の定住に繋がっているところです。

市では、無償化政策の実施にあわせ、民間活力の導入によって私立保育所や小規模保育事業の新規認可等を行うなど保育の受け皿確保にも取り組んでおり、無償化政策を実施した平成29年4月には前年と比較して約500人分の受け皿を新規認可等で新たに確保するなど、現在までに約900人分の受け皿を確保してきました。一方で、厚生労働省定義の待機児童には該当しないものの、保育施設等の利用申し込みを行ったにも関わらず保育施設等を利用できない未利用児童が毎年100名を超えるような状況が続いており、令和5年2月に行った第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいても、今後、さらなる確保方策が必要との結果が得られるなど、引き続き、適切な受け皿確保方策の推進は不可欠な状況です。

そこで、民間事業者を活用し新たな保育の受け皿を確保することで、本市におけるさらなる子育て環境の充実を図るため、令和5年3月30日に、小規模保育事業設置・運営事業者募集を実施し、その結果、令和5年度中に開設予定の5園の小規模保育事業を運営する事業者を選定しました。

このうち、3園の小規模保育事業につきましては、先立って、令和5年9月8日に開催いたしました第5回認可部会において認可に対するご意見を賜り、10月1日に2施設、11月1日に1施設を開設しており、今回、認可部会で認可に対してご意見を伺うのは、1月1日開設予定の2園の小規模保育事業となります。

それでは、各事業者の概要について、ご説明申し上げます。

資料2「認可予定の地域型保育事業に関する概要」をご覧ください。これは、今回認可申請のあった小規模保育事業に関する概要をまとめたものでございます。

今回、認可予定の施設はいずれも小規模保育事業A型でございます。

1件目ですが、事業所名称は「おひさま保育園」で、開設予定エリアは中部エリアです。設置主体及び施設の所在地は記載のとおりです。

認可定員は19人、開所時間は、7:30～18:30までの11時間で、延長保育時間については18:30～19:30でございます。

給食は連携施設からの搬入です。なお、食事の提供に関しましては、自園調理が原則となっておりますが、一定の条件のもと、連携施設からの搬入も認められております。

保育室設置階は1階、事業所専有延床面積は、121.5平方メートル、保育室等の面積は、55.98平方メートル、園庭面積は、43.89平方メートルです。

最後に、連携施設は、2カ所確保しております。

以上が、「おひさま保育園」の概要となります。

続きまして、2件目ですが、事業所名称は、「手をつなごう あおき保育園もりぐち」で、開設予定エリアは南部エリアです。設置主体及び施設の所在地は記載のとおりです。

認可定員は19人、開所時間は、7:30～18:30までの11時間で、延長保育時間については

7：00～7：30及び18：30～19：00でございます。

給食は、自園調理となります。

保育室設置階は1階、事業所専有延床面積は、123.25平方メートル、保育室等の面積は、62.61平方メートル、園庭はなく、代替として近隣の公園を利用されます。

最後に、連携施設は未確定ではありますが、現在、2つの認定こども園から連携の承諾を得ており、今月中旬までには正式に承諾書をいただく予定をしていると聞いております。

以上が、「手をつなごう あおき保育園もりぐち」の概要となります。

誠に簡単な説明でございますが、以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。説明が終わりましたので、ここから具体的な審議に入りますので、非公開といたします。

(非公開部分)

○会長 では、審議の結果、市が認可を予定している小規模保育事業所2園について、いずれも設備運営基準上の問題は、目立って明らかに問題があるということではなかったということで、個々の園に対する当認可部会の意見としては、山添学園の「おひさま」のほうは、これまでの園の支障が、現在の園全体の活動に支障がないようにということと、「手をつなごう」のところは、園外活動は安全に、ちょっと距離があるところでございますので安全にしてほしいということですね、それを認可部会の意見とさせていただきます。

なお、審議の概要及び認可部会としての意見につきましては、この会議終了後に開催いたします、「第40回子ども・子育て会議」で、事務局から報告していただきますのでよろしくお願いいたします。
それでは、最後に、事務局から連絡事項があります。

○事務局 委員の皆様にはお忙しい中、会議にご参加いただき、また貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

今回の会議を持ちまして、今年度の認可部会は終了となる予定です。

来年度の開催予定につきましては確定次第、ご連絡いたします。

事務連絡は、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

認可部会を閉会した後は、引き続き第40回子ども・子育て会議を開催しますので、各委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

閉会 午前11時30分